

鹿屋市における地域福祉活動について



鹿屋市における

「見守り活動(ふれあいネットワーク活動)」
について



鹿屋市における見守り活動について

鹿屋市では町内会区域を単位とした見守りネットワーク活動を推進しています。

現在、152町内会に対し、見守りネットワーク活動を行っているのが28ヶ所。

年間5ヶ所の活動立ち上げを目標にし、徐々に拡がりつつあります。



ステップ①
活動の理解

○住民座談会の開催

ステップ②
対象者の選定

○地域の福祉課題の把握
○見守り対象者の選定
○地域住民への周知

ステップ③
担い手の選任

○活動員を集める
○活動の計画を立てる

見守り活動立ち上げまでの流れ 【一例】

ステップ⑤
活動の振り返り

○定期的な連絡会の開催
○計画表の見直し

ステップ④
活動の開始

○出発式の開催
○活動の開始

町内会長や民生委員等の協力者と話し合い、地域の実情に合わせて展開しています。

活動の手引きを作成（H25年度）
説明等に活用しています



活動の様子

連絡会は各地域によって様々で、
1ヶ月1回から3ヶ月1回程度です。

各活動員のみなさんができる時間に
できることだけをモットーに、無理
のない活動をしています。



新規立ち上げ支援



社協では、活動用ファイルや周知用チラシ、
ネーム等の作成、支えあいマップづくり、
出発式の開催や連絡会への参加、その他活
動開始時の助成金等を後方支援しています。

みなさん住民主体で活動を進めています！



ふれあいネットワーク交流会の開催



志布志市より八野地区社協の見野さん・志布志市社協の山下さんをお招きしました。

志布志市におけるネットワークの取組みについて発表いただき、その後参加者で意見交換会を行いました。

鹿屋市における

「ふれあい・いきいきサロン活動」

について



鹿屋市におけるサロン活動について

鹿屋市では歩いて集うことのできる距離を基本にふれあい・いきいきサロン活動を推進しています。

現在、活動を行っているのが114ヶ所。

社協では年間10ヶ所の活動立ち上げを目標にしていますが、既存の活動の実態把握を含め、年間に20ヶ所ほど拡がっています。



ステップ①
協力者を集める

○一緒に活動する人
を集めます

ステップ②
活動詳細の決定

○開催場所の決定
○開催日の決定
○会費の設定

ステップ③
サロン名の決定

○親しみやすく♪

見守り活動立ち上げまでの流れ

【一例】

ステップ⑤
第1回目の開催

○まず集まってみます

ステップ④
参加の呼びかけ

○チラシ
○町内放送

町内会長や民生委員等の協力者と話し合い、地域の実情に合わせて展開しています。

活動事例集・レク事例集を作成（H26年度）
説明等に活用しています



活動の様子

定期的に月1回から2ヶ月1回程度開催しています。

内容は参加者の皆さんに応じて様々です。（茶話会・食事会・体操等）



開催場所



開催場所は様々で、公民館や集会所・空き店舗や空き家・個人宅等で地域の皆さんが集いやすい場所で開催されています。



ふれあい・いきいきサロン交流会の開催



高齢者元気度アップ

地域包括ケア推進事業の活用

平成26年度から取り組んでいる「**高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業**」は現在122グループの登録があります。
住民主体の活動が拡がり、社協とのつながりもでき、活動が充実してきています。



高齢者元気度アップ 地域包括ケア推進事業

この事業は、65歳以上の高齢者を含む任意の団体が行う互助活動に対し、現金や特産品と交換できるポイントを付与して地域の互助活動を活性化し、「地域社会の担い手」として高齢者を地域全体で支えていくことが目的です。

団体登録の要件

- ①鹿屋市に在住する者で構成された任意の団体で、対象となる活動について補助を受けていないこと。
- ②構成員が3名以上であること。
- ③構成員の半数以上を高齢者(65歳以上)で占めること。
- ④代表者を定め、継続的に活動すること。

ポイント付与・交換

- ・対象となる活動1回につき、1ポイント1,000円を付与します。(年12万円を上限とします)
- ・年2回実績を提出し、現金又は特産物との交換となります。

ポイント付与対象活動

- ①1回につき3人以上の構成員の参加(うち65歳以上の高齢者が1人以上参加)
 - ②次にあげる活動のうち1時間以上の活動。
- 【活動例】
- (1) 高齢者を支援する活動
 - (2) 地域活性化の活動
 - (3) その他市長が認める活動

※詳しくは裏面をご覧ください。

※団体登録を希望される方は、下記の鹿屋市社会福祉協議会本所又は各支所で登録申請をお願いします。

《鹿屋市社会福祉協議会》	
本所(リナシティのかのや2F福祉プラザ内)	TEL 0994-44-2277
本所分室(社会福祉会館内)	TEL 0994-42-7188
喜南支所(海遊ランドあいらぬ敷地内)	TEL 0994-58-8860
藤北支所(藤北総合福祉センター内)	TEL 099-486-0777
豊農支所(串良ふれあいセンター内)	TEL 0994-31-4400

《受付時間》
午前8時30分から午後5時00分まで(土日祝日、年末年始は除く)

対象となる主な活動内容

- (1) 高齢者を支援する活動
 - 高齢者の見守り、地域の支え合い活動
 - ・安否確認、声かけ、話し相手、相談相手
 - ・高齢者等の生活支援にかかるボランティア活動(掃除などの家事支援、外出支援など)
 - 高齢者や介護者の仲間づくりへの支援(地域サロン活動の開催、手伝いなど)
 - 介護保険施設等でのボランティア活動(食事の配膳・下膳の補助、話し相手、清掃、演芸など)

- (2) 地域活性化の活動
 - 集落の花壇管理などの美化活動
 - 公園や道路などの清掃
 - 地区イベント開催時等のボランティア(炊き出し等)
 - 地域ハトール(登下校時の子どもの見守り、交通安全指導など)
 - 子育て支援
 - その他の地域貢献活動

事務の流れ

- (1) グループ登録
鹿屋市社会福祉協議会本所又は各支所(以下「社協」という)へ登録申請書とグループ名簿を提出します。
- (2) 活動の実施
ポイント付与の対象となる活動を実施します。
※構成員3人以上かつ1時間以上の活動1回に1ポイント(1日1ポイント上限)を付与します。
- (3) 実績の報告・ポイント付与
10月と3月の2回に分けて活動実績表とポイント付与申請書を社協へ提出します。
- (4) ポイント交換
社協へポイント交換申請書を提出します。1ポイント当たり1,000円で計算し、ポイントに応じた現金もしくは地域特産物との交換となります。
※交付の上限は1グループ年12万円とします。

～地域で高齢者を支える
仕組みづくりが大切です～

【問合せ先】鹿屋市社会福祉協議会 ☎0994-44-2244

地域支えあい推進セミナーの開催

50町内会117名の方に参加いただき、演習や鹿屋市内の活動事例発表を行いました。

